

岐 阜 県 公 報

目 次

監査委員訓令

岐阜県監査委員事務局規程の一部を改正する訓令

(監 査 委 員)

ページ

岐阜県監査委員訓令第一号

岐阜県監査委員事務局規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

監査委員事務局

平成二十二年四月一日

岐阜県代表監査委員 帆 刈 信 一

岐阜県監査委員事務局規程の一部を改正する訓令

岐阜県監査委員事務局規程(昭和三十九年岐阜県監査委員訓令第一号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第十四号を削る。

附 則

この訓令は、平成二十二年四月一日から施行する

監査委員訓令

号 外 (六) 平 成 二 十 二 年 四 月 一 日

岐 阜 県 公 報 号 外 毎 週 (火 曜 日) 発 行 (休 日 に 当 た る 時 刻 は 翌 日)

平 成 二 十 二 年 四 月 一 日

平成二十二年四月一日発行

発 行 者
発 行 所

岐阜市藪田南二丁目一番一
号
岐 阜 県
庁 県

編 集

各務原市テクノプラザ一
一
ブイ・オール・テクノセンター